教育・子育て世代応援定期預金

（2026 年 2 月 24 日現在）

1．商品名	教育・子育て世代応援定期預金
2．ご利用いただける方	10 万円以上新規にお預け入れの方で、次の条件を満たす個人の方 ・ろうきん住宅ローン（不動産担保型）をご利用中の方（連帯債務者を含む）とその配偶者の方で、かつ、新生児から大学院までのお子様（胎児を含む）がいらっしゃる方
3．預金種類	スーパー定期「単利型」、スーパー定期「複利型」、自由金利型定期預金（大口定期）
4．期間	3 年、5 年 ＊満期時は、自動継続（元金継続・元利金継続）のお取り扱いとなります。
5．お預け入れ方法	
（1）お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
（2）お預け入れ金額	スーパー定期「単利型」・スーパー定期「複利型」・・・10 万円以上 1,000 万円未満 自由金利型定期預金（大口定期）　　・・・1,000 万円以上
（3）お預け入れ単位	1 円単位
6．払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
7．利息	
（1）適用金利	3 年　：0.575％（年利）　【税引後】0.458％（年利） 5 年　：0.650％（年利）　【税引後】0.517％（年利） ・　金利の適用は、初回満期日までの預入期間に限ります。 ・　自動継続時には、満期日時点の店頭表示金利適用による同期間・自動継続型で通常の定期預金に移行します。 ・　税引後利率は、小数点以下 3 位未満を切り捨てて表示しています。
（2）利払い方法	定期預金規定または各預金種類の商品概要説明書をご覧ください。
（3）計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
8．税金	20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％・地方税 5％） ＊復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％、地方税 5％）となります。 ＊マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
9．手数料	――――
10．付加できる特約条項	
当座貸越	・　自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・　総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90％（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・　貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50％を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低

<table>
<tr><td></td><td>い方から適用されます。</td></tr>
<tr><td>11. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</td><td>・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。また、スーパー定期「複利型」は、6 カ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻しいたします。
・ なお、スーパー定期「単利型」、自由金利型定期で中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額分は解約元金から控除いたします。
【預入期間 3 年以上 4 年未満】
<table>
<tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr>
<tr><td>1 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr>
<tr><td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr>
<tr><td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr>
<tr><td>2 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr>
</table>
【預入期間 5 年以上 7 年未満】
<table>
<tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr>
<tr><td>1 年 6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr>
<tr><td>1 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr>
<tr><td>3 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr>
<tr><td>4 年以上 7 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>12. 預金保険制度</td><td>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。</td></tr>
<tr><td>13. 金利情報の入手方法</td><td>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</td><td>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。
【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】0120-606-150
受付時間　平日　9 時～17 時
なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス　https:// www.nagano-rokin.co.jp/</td></tr>
<tr><td>15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</td><td>・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお問い合わせください。
・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題</td></tr>
</table>

	の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　9 時～17 時
16．その他参考となる事項	・他の金利優遇定期預金との併用はできません。 ・ＡＴＭおよびろうきんダイレクト（インターネットバンキング）でのお預け入れは対象外となります。 ・ 当金庫に既にお預け入れいただいている定期性預金を「教育・子育て世代応援定期預金」に切り替えることはできません。 ・当金庫所定の方法で、新生児から大学院までのお子様（胎児を含む）がいらっしゃることを確認させていただきます。

長野県労働金庫